



## 令和5年度の

# 「いきいきかわさき区提案事業」募集案内

川崎市では、地域の身近な課題の解決に向けて、地域で活動する団体と区役所が協働して実施する『いきいきかわさき区提案事業』を募集します。審査委員会の選考を経て、選定された事業は、提案団体と川崎市が協定を締結し、提案団体に事業を実施していただきます。

**※応募前に、必ずこの募集案内を御一読ください。**

募集  
期間

令和4年11月1日(火)～令和4年12月15日(木)

事業  
期間

令和5年度中(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

事業費

1事業あたり100万円以内(事業実施前の概算払いも可能)

※選定事業が多数の場合は、事業費を調整させていただく場合があります。

詳しい募集案内と応募様式は、  
区役所HPからダウンロード！

いきいきかわさき区提案事業 

<応募書類提出先・問合せ先>

川崎市役所まちづくり推進部企画課

電話 044-201-3267

メールアドレス: 61kikaku@city.kawasaki.jp

## 応募から事業着手・事業報告までの流れ

### ①応募

【11月1日(火)～12月15日(木)】

●提出書類

- ・企画提案書(第1号様式)
- ・予算書(第2号様式)
- ・団体概要書(第3号様式)
- ・同意書(第3号様式付属書類)
- ・団体の定款又は相当する規則や会則など(様式自由)
- ・団体の主な活動実績(様式自由)
- ・前年度(令和3年度)の収支決算書(様式自由)



### ②個別事業相談

【随時受付】

- ・希望する団体に対して、随時、相談を受け付けます。
- ・新規提案予定団体は事前に御相談ください。



### ③審査委員会による提案審査(公開プレゼンテーション)

【2月22日(水)、28日(火)のいずれか(予定)(区役所会議室)】

- ・各応募団体がプレゼンテーション(10分間)を行います。  
(詳細は、提案団体に別途、お知らせします)
- ・提案の審査結果は、「川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会」の意見を尊重し区が最終決定します。



### ④審査結果の通知

【3月中旬】



### ⑤事業着手に向けた手続き

【3月下旬以降】

- ・経費の支払いは、原則として事業完了後となりますが、事業開始当初に資金が無く、事業実施に支障を来たす場合には、事業実施前に概算額をお支払いすることができます。



### ⑥事業着手

【4月以降】



### ⑦事業完了報告

【事業完了の日から30日以内】



●提出書類

- ・結果報告書(第4号様式)

### ⑧審査委員会による事業評価

【令和6年2月頃(区役所会議室)】

## 募集する事業 【事業期間:令和5年4月1日から令和6年3月31日】

募集する提案事業は、川崎区内の地域課題の解決につながる取組です。特定の募集テーマは設定いたしません。ただし、次のいずれかに該当する事業は、本提案事業の対象となりません。

- ①川崎区役所が業務を所管していないもの
- ②提案団体が既に実施しているもの
- ③営利を目的とするもの
- ④特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ⑤政治活動又は宗教活動を目的としたもの
- ⑥国、地方公共団体及び外郭団体等から当該事業の委託、補助を受けている、又は受ける見込みのあるもの
- ⑦施設等の建設や整備を目的としたもの
- ⑧公序良俗に反するもの

(参考:令和4年度選定事業)

### ◆願い事がつなぐ、わんぱくコミュニティづくりプロジェクト (一般社団法人 大師 ONE 博)

大師地区への転入住民の地域での孤立や分断を避けることを目的に、“願い事”を募集し、“願い事”を叶える映像コンテンツの制作や交流イベントの実施により、転入住民が地域と関わり、住民同士のつながりをつくり、安心して暮らすことができる地域づくりなどを進め、大師地区の魅力向上や活性化を図る。

### ◆外国につながる高校生・若者が集い、共生を目指す場の創出 (社会福祉法人 青丘社)

学校や地域による支援がまだ十分でない、義務教育以上の外国につながる高校生・若者へのキャリア支援や若者グループ育成、共生を目指す場づくり、外国につながる・つながりたい若者を対象にしたアートを通じた自己表現のトレーニングを通して、「外国につながる高校生・若者が集い、共生を目指す場づくり事業」を創生する。

### ◆安全安心のまち・小田「防災ポイント巡りスタンプラリー」 (小田まちづくりクラブ)

市で2地域しか指定されていない「不燃化重点対策地区」である小田周辺地区において、防災をテーマにしたスタンプラリー等を開催し、住民の防災意識を高める。

### ◆川崎西部 花いっぱい、花を活かしたまちづくり～たねダンゴで多世代・多様性のまちづくり～ (川崎西部まちづくりクラブ)

誰もが参加しやすく、楽しめる「たねダンゴ」(多様な芽が出て花束のように花を咲かせる種、肥料、土で作られたもの)の制作、花の育成を通じて、多世代・多様な地域住民の交流機会を創出、地域の担い手の育成、地域の魅力や地域愛の醸成を図る。

### ◆多文化共生プロジェクト～多文化 cafe～ (多文化共生保育研修会)

市内で最も外国人の在住率の高い川崎区において、外国につながる家族を理解するため、多様なルーツを持つ子どもの子育てや家族支援の事例を共有する場として、多文化 cafe、多文化ふえす、こども理解セミナー、やさしい日本語ワークショップを実施し、多文化共生社会にふさわしい地域を築くことを目指す。

### ◆かわさき「心の声」プロジェクト (K3プロジェクト) (一般社団法人グローバル文化協働支援センター)

LGBTを理解してもらえず悩んでいる人たちの孤立を防止するため、人権の尊重、人としての個性、アイデンティティとは何かを考える音楽劇の制作・上演や理解講座、相談交流会等を実施することで、区民のLGBT、並びに混在する差別的な問題に対する考え方が少しでも前進し、幅広い年代において、尊重すべき個性であるという認識を持てるようにするとともに、LGBT当事者の心的開放につなげていく。

### ◆カワサキ STCULFES2022 (NPO 法人 CirColorsJapan)

「区内における文化活動発信の場の創出」と「地域との連携する文化活動と認知度向上とイメージアップ」に向けて、ストリートカルチャーを発信するイベントを実施し、現在、メジャーでない区内での文化活動が区内でメジャーなものとして定着し、表現活動を受け入れる雰囲気や地域で醸成されることをめざす。

## 応募できる団体

川崎区の区域内で事業を実施できる団体(NPO法人、市民活動団体、町内会・自治会、公益法人、企業等)で次の要件を満たしていることが必要です。

なお、複数の団体が共同で応募することも可能です。その場合は、共同提案団体すべてが要件を満たしていることが必要です。

- ①団体の運営に関する定款又は相当する規則や会則などを備えていること
- ②予算・決算を適正に管理していること
- ③宗教活動又は政治的活動を目的とした団体でないこと
- ④川崎市暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴力団員等若しくは同条第5号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条第7条に規定する暴力団員等と密接な関係を有すると認められる団体でないこと
- ⑤公序良俗に反しない団体であること

## 事業経費 【1事業あたり100万円以内】

事業経費は、1事業あたり100万円以内です。事業経費は、実施事業選定後に事業の内容や経費に関する提案団体と区役所との協議・調整により決定しますので、提案時の予算書に記載された金額どおりにはならない場合があります。

なお、経費の支払いは原則として事業完了後となりますが、事業開始当初に資金が無く、事業実施に支障を来たす場合には、事業実施前に概算額をお支払いすることができます。

事業経費として計上できる経費は次のとおりです。

|                              |  |
|------------------------------|--|
| ①人件費                         | 活動スタッフの人件費など事業実施に係る直接経費が対象となり、通常の団体運営のための人件費は対象外となります。団体構成員に対する人件費の計上は、提案団体の通常の活動内容及び提案事業の内容から個別にその可否を判断します。                     |
| ②報償費                         | 講師、出演者への謝礼など   |
| ③旅費                          | 活動スタッフ、講師、出演者等の活動場所や会議開催場所への交通費など  |
| ④消耗品費                        | チラシ・ポスター・プログラム・会議資料などを作成するための印刷用紙代、事務用品費、材料費、書籍購入費など、提案事業の実施のみに使用する消耗品費です。   |
| ⑤印刷製本費                       | チラシ・ポスター・プログラムなどを作成するための印刷・製本費です。有償配布する印刷物の経費は計上できません。   |
| ⑥通信費                         | 会議開催通知や資料送付に必要な切手代や宅配便代など<br>電話代・インターネット代などは計上できません。   |
| ⑦保険料                         | イベントなどの傷害保険や賠償責任保険の保険料など   |
| ⑧賃借料                         | 会議室使用料や機材等のレンタル料です。<br>なお、利用団体登録を行えば、教育文化会館・大師支所・田島支所に設置された市民活動コーナーの打合せスペースが無料で使用できます。<br>詳細は区役所地域振興課(電話 044-201-3127)にお問合せください。 |
| ①～⑧以外の経費については、個別に別途、御相談ください。 |  |

## 応募方法 【応募期間：11月1日(火)～12月15日(木)】

### 1 募集期間

令和4年11月1日(火)8時30分～令和4年12月15日(木)17時 ※郵送の場合消印有効  
(随時、個別事業相談を承っています。新規提案予定団体等、個別事業相談を希望する団体は、川崎区役所企画課へ御連絡ください。)

### 2 提出書類

- ① いきいきかわさき区提案事業企画提案書(第1号様式)
- ② いきいきかわさき区提案事業予算書(第2号様式)
- ③ いきいきかわさき区提案事業団体概要書(第3号様式)
- ④ 同意書(第3号様式付属書類) ※紙での提出が必要です。
- ⑤ 団体の定款又は相当する規則や会則など(様式自由)
- ⑥ 団体の主な活動実績(様式自由)
- ⑦ 前年度の収支決算書(様式自由)

※①から④の様式は、区役所ホームページ(<https://www.city.kawasaki.jp/kawasaki/page/0000133235.html>)からダウンロードできます。③④は昨年度から様式の変更等がありますので、11月1日以降にダウンロードしたものをご利用ください。

### 3 書類の提出方法

次のいずれかの方法により、書類を提出してください。※新規提案予定団体は事前に御相談ください。

- ①窓口の場合  
川崎区役所まちづくり推進部企画課(川崎区役所7階)  
受付時間: 平日8時30分から17時  
(提出の際は事前に川崎区役所企画課(044-201-3267)まで御連絡ください。)
- ②郵送の場合の送付先  
〒210-8570 川崎区東田町8番地  
川崎区役所まちづくり推進部企画課宛て
- ③メールの場合  
61kikaku@city.kawasaki.jp(同意書は紙で提出)
- ④ LoGo フォームの場合(11月1日から入力可)  
区役所ホームページから(同意書は紙で提出)

## 事業の選定方法 【公開プレゼンテーションを2月22日(水)、28日(火)のいずれかに実施(予定)】

各団体の提案を提出書類及び提出団体による公開プレゼンテーションに基づき、有識者等で構成する「川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会」が審査します。事業選定は審査委員会の結果を尊重して区が決定し、応募団体に審査結果を通知します。

(なお、本事業は令和5年第1回市議会定例会における予算の議決を要します。)

(審査選考基準)

|      |            |   |
|------|------------|---|
| 企画内容 | 事業内容的確性    | ・地域の実情を踏まえた内容であるか<br>・区との協働事業として、公共性があるか      |
|      | 団体特性       | ・提案団体の特性を活かしているか                              |
|      | 事業の実現性     | ・企画内容は実態に即したもので、実現性が高いか<br>・企画内容を実現するノウハウがあるか |
|      | 事業の独自性・創造性 | ・企画内容の独自性に優れ、アイデア、また創造性があるか                   |

|   |         |  |
|---|---------|--|
| 事業運営  | 事業の計画性  | ・確実に事業を実施できる計画がたてられているか                      |
|   | 事業経費    | ・予算が適正に見積もられているか                             |
|   | 組織・体制   | ・人員等の実施体制が十分整えられた計画となっているか<br>・提案団体に活動実績はあるか |
| 将来性   | 市民満足度   | ・多くの人に共感を得られる内容となっているか                       |
|   | 地域への広がり | ・地域の住民、団体などと連携して取り組み、地域への広がり期待できるか           |
|   | 事業の発展性  | ・今後、自立的な事業に発展して継続的な実施が期待できるか                 |
| 各項目5点満点(5点(特に優れている)、4点(優れている)、3点(標準)、2点(やや劣っている)、1点(劣っている))合計50点満点で採点し、選考順位を決定。なお、得点が6割に満たない事業は選定しない。 |         |  |

## 提案団体と区役所の協議⇒事業実施⇒事業報告

### 1 提案団体と区役所の協議・事業実施

本事業は、選定団体と川崎市(川崎区役所)がお互いを理解・尊重し、対等な関係のもとに事業目的を共有し、それぞれの役割、責任等を明確にするための協議を行った上で、事業内容や事業経費を決定します(事業経費は提案時の予算書に記載された金額どおりにはならない場合があります。)

事業内容や事業経費の決定後、事業を実施していただきます。なお、事業経費を事業実施前にお支払いすることとした場合には、概算額をお支払いします。

### 2 事業報告

事業完了後30日以内に、いきいきかわさき区提案事業結果報告書(第4号様式)、その他必要な書類により、事業結果や収支決算の報告をしていただき、「川崎市川崎区市民提案型協働事業審査委員会」において事業評価を行います。

事業評価のための審査委員会の開催は令和6年2月上旬を予定していますので、事業が完了していない場合は、その時点での暫定版の報告書等をご提出いただきます。

## その他

### 1 同一事業の継続に関する制限について

いきいきかわさき区提案事業による事業の実施は単年度を原則としますが、翌年度も提案事業の枠組での実施を希望する場合は、年度ごとに提案をしていただき審査を行います。

この場合の同一事業の実施については、特定の団体の特定の事業に偏ることなく、さまざまな団体のさまざまな取組を幅広く選定していきたいと考えており、限度を3年としております。

### 2 事業内容の広報・情報公開について

#### (1) 広報について

提案団体が、事業実施のために作成する広報物や事業開催会場等には、いきいきかわさき区提案事業である旨の表示・掲出を行っていただきます。

#### (2) 情報公開について

川崎区役所は事業の公正性、透明性を高めるため、提案団体名、事業の内容、実施結果等を川崎区役所ホームページ等で公表します。事業の写真等を掲載する場合があります。

また、本事業への応募書類及び事業実施に際して提出された書類は、川崎市情報公開条例に基づき、公開されることがあります。